# 「情報公開文書」

受付番号: 受付 21678

課題名:手術時手洗い方法の違いが手指衛生に与える影響 パームスタンプ法による調査

#### 1. 研究の対象

本施設に勤務し手術時手洗いツーステージ法を実施する意思

### 2. 研究期間

2019年9月から2022年3月

### 3. 研究目的

- 1. パームスタンプ法試験によって、ツーステージ法前・ツーステージ法 後・手術終了後における菌出現の有無をラビング法と比較する
- 2. 手術時手洗い方法の違いが手指衛生に与える影響を比較する

### 4. 研究方法: 観察研究

#### 4.1. 調査項目:

- ・先行研究では手指菌数測定はグローブジュース法で行われていた。しかし、時間と 費用が掛かり現実的ではなかった。そこで、安価で簡易的にできる方法を検索しパームスタンプ法を選択した。
- ・今研究はラビング法のパームスタンプ法試験と同じ条件で行う。

条件;手荒れ・皮膚損傷の有無、手術時手袋装着時間、診療科、外科医師経験年 数を確認する。

培養;30~35℃の温度管理で48時間培養を行う。

・検体採取のタイミング

ツーステージ法前・ツーステージ法後・手術終了後の手指上の菌の出現の有無 を観察する。

### 4.2. 調査手順(調査、介入のスケジュール)

- ・プロトコル研究参加依頼
- 同意書取得
- ・パームスタンプ法試験(寒天培地)による検体採取

### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報:手荒れ、皮膚損傷の有無など

試料:寒天培地

## 6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

#### 7. 研究組織

本学単独研究

### 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。 ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、 研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理 人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出 ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

### 照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先: 江島 豊

東北大学病院麻酔科准教授 材料部部長(特命教授) 手術部副部長

東北大学病院手術部

〒980-8574 仙台市青葉区星稜町1番1号

TEL 022-717-7403

### 研究責任者: 竹森加菜子

手術部看護師長

東北大学病院手術部

〒980-8574 仙台市青葉区星稜町1番1号

TEL 022-717-7403

#### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先: 「8. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

- <人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>
- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

# ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。(※手数料が必要です。)

#### 【東北大学病院個人情報保護方針】

http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。(※手数料が必要です。)

#### 【東北大学情報公開室】

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- <人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>
- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合